

富山グラウジーズユースチーム規約

第1条(目的)

本規約は、富山グラウジーズユースチーム(以下、「当チーム」という)の活動方針および運営に関する基本事項を定め、チームに所属する選手が適切な環境でバスケットボールの競技力向上と人間的成長を目指すことを目的とする。

第2条(適用範囲)

本規約は、当チームの選手、指導者、保護者、運営関係者に適用される。

第3条(所属資格)

1. 学校教育法第一条に定める学校に在籍していること。
2. 公益財団法人日本バスケットボール協会にチームの選手として登録できること。
3. 重大な疾患や傷害がなく、練習や試合などチームの活動に選手として支障なく参加できること。

第4条(行動規範)

選手は、以下の行動範囲を守り、チームの一員として真摯な態度でトレーニングに励み、日常生活を含め、良い準備を行いながら、プロバスケットボール選手を目指して常に全力でバスケットボールに取り組まなければならない。

1. 基本的な心構え
 - a. 富山グラウジーズユースチームの一員として自覚を持ち、責任ある行動によってチームの活動に参加すること。
 - b. チームのルールを守り、指導者の指揮、指導に従うこと。
 - c. 所属する学校の校則を守り、学生らしい言動と服装をすること。
 - d. 常に礼儀正しくあいさつを行うこと。
 - e. 指導者・保護者・チームメイト・対戦相手に対して敬意を持ち、適切なコミュニケーションを心がけること。
 - f. SNSなどのインターネット上でも、誹謗中傷やチームの評判を損なう言動をしないこと
2. 倫理的な行動
 - a. 日本国の刑罰法規に抵触する行為を行ってはならない。
 - b. チームの風紀を乱す行為を行ってはならない。
 - c. クラブの内部事情を第三者に開示しないこと。
3. 周囲との関わり
 - a. 常に仲間を支援、他者の模範となるようにマナーを守ること。
4. 競技と学業の両立
 - a. バスケットボールだけでなく、勉学に励むこと。
 - b. 日常生活を含め、良い準備を行いながら、プロバスケットボール選手を目指して常に全力でバスケットボールに取り組むこと。
5. 活動に関する義務
 - a. チームの活動を休む場合には、必ず本人、もしくは保護者が連絡すること。

第5条(指導および活動方針)

1. 選手およびその保護者は、クラブに対し、チームの指導方針や活動方針について一任するものとする。
2. 選手は、クラブ指定の練習着他ウェア類を着用しなければならない。

第6条(費用)

1. チーム活動に必要な費用は以下の通りとする。
 - U18: 月額18,000円(税別)
 - U15: 月額15,000円(税別)
 - U12: 月額10,000円(税別)
 - 年会費: 13,000円(税別)
2. その他、遠征費、合宿費、ウェア代が別途かかる。
3. いかなる理由でも、納入した費用は原則として返還されない。
4. 原則ユースチームにおいて休会は認められない。

第7条(特待制度)

特待制度は、富山グラウジースユース特待生運用規定に準ずる。

第8条(保護者の関与)

1. 保護者は、指導者の判断および指導方針を尊重し、チームの一員として活動に協力し、選手がより良い環境で成長できるよう努めるものとする。
2. チームは、保護者間のトラブルについて関与しないものとする。

第9条(退団)

クラブは、次のいずれかに該当した場合、選手を退団させることができる。

1. 選手が日本国の刑罰法規に抵触する行為を行い、あるいは重大な不祥事を起こしたとき。
2. 選手およびその保護者が、本規約またはクラブの指示に違反し、クラブが改善の催告をしたにもかかわらず、これを拒絶または無視し、または改善しなかったと認められたとき。
3. その他、アカデミー規約、およびユースチーム規約違反を起こしたとき。

第10条(免責事項)

1. 当チームは、練習・試合・遠征などの活動中に発生した傷害、事故、盗難等について、可能な限り安全管理に努めるが、一切の責任を負わないものとする。
2. 選手の健康管理は、保護者の責任において行うものとする。
3. チームの指導方針や活動内容に関して、保護者や選手が異議を申し立てることはできない。

第11条(肖像権および個人情報の取り扱い)

1. 当チームは、選手の写真・動画を広報活動(公式サイト、SNS、パンフレット、報道機関など)に使用することができるものとする。
2. 選手および保護者は、チームの活動中に撮影された写真・動画が広報活動に使用されることに同意するものとする。ただし、特別な事情がある場合は事前にクラブへ申し出る事。
3. チームは、選手および保護者から提供された個人情報を適切に管理し、第三者へ無断で提供しないものとする。
4. 個人情報は、チームの運営(連絡網、登録手続き、傷害保険の加入など)に必要な範囲で使用されるものとする。
5. 第1項、第2項、第3項および第4項の規定は、ユースチーム退団後であっても、所属期間中の選手の肖像等が使用される場合に限り、使用を許可する。

第12条(規約の改定)

本規約は、必要に応じて改定されることがある。改定内容は、選手および保護者へ速やかに通知するものとする。

第13条(協議)

本規約の各条項の解釈等に疑義が生じた場合または本規約に定めのない事項が生じた場合は、協議の上、円満な解決を図るものとする。

附則

本規約は、2025年4月1日より施行する。